

旭川市議会会議録 第3号

平成22年6月24日(木曜日)

開議 午前10時01分

散会 午後3時45分

出席議員(34名)

1番 久保 あつこ
2番 門間 節子
3番 金谷 美奈子
5番 上村 ゆうじ
6番 高見 一典
7番 山城 えり子
8番 村岡 あつ子
9番 中村 徳幸
10番 室井 安雄
11番 安田 佳正
12番 福居 秀雄
13番 白鳥 秀樹
14番 中川 明雄
15番 笠木 かおる
16番 藤沢 弘光
17番 小松 晃
18番 のとや 繁
19番 鷲塚 紀子
21番 塩尻 伸司

22番 佐々木 邦男
23番 武田 勇美
24番 宮本 ひとし
25番 谷口 大朗
26番 蝦名 信幸
27番 太田 元美
28番 佐々木 卓也
29番 安口 了
30番 杉山 允孝
31番 鎌田 勲
32番 三井 幸雄
33番 岩崎 正則
34番 園田 洋司
35番 中島 哲夫
36番 三上 章

欠席議員(1名)

20番 須藤 洋史

議長（鎌田 勲） 次に、安田議員。

安田佳正議員（登壇） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、職員数削減に伴う適正な人員配置についてお聞きいたします。

平成22年度の市政方針の中で、市長は、財政健全化への取り組みとして、事務事業の見直しや外部委託の推進などにより職員数を3年間で166人、約5.2%削減し、組織のスリム化を図るとともに、職員給与の独自削減や地域給の導入、各種手当、補助金の見直し、東光スポーツ公園を初めとする大規模事業の見直しなどによって、3年間で市債残高を57億円減少させたことは、財政健全化と将来の負担軽減に貢献できたものと考えていると表明しておりました。

この取り組みの根拠の一つとなっている「新旭川市財政健全化プラン」によると、平成14年4月1日現在の総職員数3千450人から平成20年4月1日現在の総職員数3千83人へと、367人の職員数の削減を行っており、今後も指定管理者制度の導入や業務のアウトソーシングなどを進め、より簡素で効率的な事務の執行に努めるとともに、技能労務職員についても、業務全般のあり方の見直しや職種の見直し、民間活力の導入を行いながら、新たな採用を抑制する中で、さらなる職員数の削減に努めることとし、平成25年度当初で2千900人の体制を目指すとなっております。

確かに、3年間で市債残高を約57億円減少させたことは評価する部分でありますし、業務のスリム化を進め、さらに無駄な経費を削減していくことは必要不可欠であり、それは本当によかったと思っております。

しかしながら、実態を見ると、職員の削減を続ける一方で、過酷な労働を強いられている職員が存在しております。昨年の決算審査特別委員会で、我が会派の須藤会長が、民間企業などでは基本給や残業代を含め、給与総額が前年に比べて減少し

ている中で、旭川市では時間外勤務がふえている実態やその現状について質問しております。その質問の中で、平成20年度の数字ですが、23名の職員の方々が600時間を超える時間外勤務の実態であることがわかりました。

そこで質問ですが、市としてこのような状況をどのようにとらえておりますか。

繁華街における勧誘行為等の防止について。

旭川市では、数年前から旭山動物園人気を背景にして観光客がふえ続け、動物園効果に伴う誘致活動などを積極的に行い、世界同時不況や新型インフルエンザによる影響がある中、本市の観光入り込み客数は700万人規模となりましたし、旭川空港の乗降客数についても、平成20年度には過去最高の130万人を超え、国内外からの集客増にもつながりました。

国内外からの観光客の中には、北海道が誇る数々の名産品を堪能することを楽しみにして来ている方も多く、飲食店が集まるさんろく街を中心に足を運んでいただいております。

先日、そんな観光客の方も歩いている夜のまちを歩いていると、金髪の頭で今風の背広を着た若い男の子が「おじさん、さわり放題けどどう」と声をかけてきました。態度と目つきが悪いせいか、余り声などかけられなかった私なんですけれども、突然の声かけで驚いてしまって無視をすると、「調子に乗るな、おやじ」と言われました。旭川もこんなまちになってしまったんだと、少し寂しくなりました。

このほかにも、日本人以外のアジア人の女性がマッサージなどを誘ってきて迷惑しているという話もよく耳にします。

このような状況を旭川市は把握しているのですか。把握しているのであれば、何か対応をしているのですか。客引きに殴られた貴重な経験を持つ部長さん、お答えください。

旭川市旭山動物園について。

ことし4月29日にオープンした「もうきん舎」

ですが、この施設の建設に当たっては、釧路市動物園のみで飼育しているシマフクロウは、将来、飼育地分散の方向性が出ていることとあわせ、北海道の森をテーマにオオカミの森、エゾシカの森に続く施設として、シマフクロウ舎の建築に至ったと説明がありましたが、現在はオジロワシが4羽飼育されております。

オジロワシとシマフクロウについてですが、日本では主に北海道に生息する個体で、我々にとっても身近な動物です。残念なことに、そのどちらも開発による生息地の破壊や人間の侵入による繁殖の妨害などにより生息数が減少し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行に伴う国内希少野生動植物種に指定されております。この法律は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としており、トキやイリオモテヤマネコなど、国の天然記念物として皆さんも知っているような動物も同様に指定されております。そのような動物を旭山動物園が守り育てていくことは、大変重要な使命であると考えております。

しかし、現在、オジロワシが飼育されているもうきん舎には、本来の目的であった釧路市動物園からのシマフクロウがいつ来るのかということは全く知らされておりませんが、どのようになっているのか、お答えください。

1回目の質問を終わります。（降壇）

議長（鎌田 勲） 長谷川総務部長。

総務部長（長谷川明彦） 職員の削減と時間外勤務の関連性、状況把握についてであります。職員数につきましては、業務の外部委託の拡大や指定管理者制度の導入などによって削減を図ってきており、平成22年4月1日現在で2千954人の職員数となっております。

一方、時間外勤務の状況であります。一般会計での実績を見ますと、平成17年度以降、減少

傾向にあったものが、平成20年度に若干の増加が確認され、平成21年度におきましては、前年度比7%以上の増加となっております。

この原因についてであります。平成21年度においては、定額給付金支給業務、新型インフルエンザ対応業務、緊急雇用対策業務、文化会館のアスベスト問題対応業務などの臨時あるいは緊急に対応しなければならない業務が多かったことが挙げられると考えております。

また一方では、経常的な業務においても、業務の質の変化、サービス対象者の増加、よりきめ細かな業務執行への取り組みなどによって、時間外勤務によって対応した業務もあるとらえております。

時間外勤務につきましては、常に職場実態と業務の状況を把握し、特定の職員への時間外勤務が集中しないよう計画的な業務遂行について通知し、適正な管理に努めてきたところでありますが、平成22年4月からは、時間外勤務の執行時間把握の事務処理方法を全面的に改正いたしまして、より適正な時間管理や時間外勤務縮減に向けた取り組みを強化しているところでございます。

時間外勤務の増加が直ちに職員削減に伴う影響と判断することは難しいと考えておりますけれども、今後、さらに業務の適正な執行管理に留意するとともに、仕事量と職員数のバランスにつきましても、慎重に検討しなければならないと判断しているところでございます。

以上です。

議長（鎌田 勲） 野村市民生活部長。

市民生活部長（野村 斉） 繁華街におけます勧誘行為等の防止についてのお尋ねでございます。

さんろく街かいわいで通行人につきまとして声をかけ、時には威圧的な言動で飲食店あるいは風俗店と思われる場所へ誘う客引きにつきましては、詳しい実態は把握しておりませんが、今のところ、本市の観光課を初め広聴担当、消費生活センターなどの窓口、また観光協会や飲食事業者などの団

体に対して、苦情や相談などは寄せられておりませんので、現在、市として具体的な対応をとっていない状況でございます。

以上です。

議長（鎌田 勲） 立花経済観光部長。

経済観光部長（立花謙二） 釧路市動物園からシマフクロウが来る時期についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

ことしの夏期開園に合わせてオープンをいたしましたもうきん舎は、釧路市動物園でのみ飼育しておりますシマフクロウの飼育地分散に備えて、将来いつでもシマフクロウを受け入れることが可能な環境を整備しておくことを目的に、仮称シマフクロウ舎として整備をいたしました。

シマフクロウは環境省が国内希少動物種に指定しており、保護増殖事業の対象種であることから、環境省、釧路市動物園、日本動物園水族館協会種保存委員会などの関係機関で協議をし、種の保存の観点から、飼育地分散を慎重に検討していくことになってございます。

一昨年のシマフクロウ舎予算要求時点では、高病原性鳥インフルエンザのリスク、繁殖が軌道に乗り飼育ケージの確保が困難になる可能性などの要素があったことから、早ければ2年後、つまりことしにも飼育地分散の可能性がありましたが、昨年は高病原性鳥インフルエンザは発生せず、繁殖も成功しなかったことなどから、飼育地分散は行われませんでした。

今後、いつシマフクロウの導入ができるかは、あくまで種の保存の観点から決定されるため確約はできませんが、数年以内の飼育の可能性のあるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（鎌田 勲） 安田議員。

安田佳正議員 2回目の質問をさせていただきます。

職員数削減に伴う適正な人員配置について。

民主党へと政権がかわり、マニフェストに記載

された政策が次々と実施されております。無駄遣いをなくすための行政刷新会議は、現在も注目を浴びておりますし、子育てや教育環境を充実させるための子ども手当や公立高校の授業料無料化は、地方自治体の業務にも影響を与えております。特に、突発的に行われた子ども手当については、旭川市の担当部局では大変苦労しているのではないかと考えております。

また、政権交代に関係なく、夏まつりや冬まつりの担当部局というよりも担当者は、一定期間、集中して業務に従事しなければならず、本当に大変だろうと考えております。

これまで正職員の削減に伴っては、臨時職員や嘱託職員をふやして対応している部分が多くあると思います。しかし、正職員と全く同じ業務はできないわけで、正職員が行わなければならない業務が大半を占める部局にとっては、ほとんど意味がない対応ですし、逆に正職員と同じ業務に従事させられるのであれば、正職員との区別として、別の問題を考えなければならないと思います。

そこで、臨時職員や嘱託職員で対応できない業務があるところには、正職員の応援を回すと、根本的に正職員をふやすことで、1人当たりの業務量を減らすなどの対応はできないのでしょうか。

繁華街における勧誘行為の防止についての2回目の質問をさせていただきます。

先日、あるお店の女性から、旭川で観光客の方が客引きと言いかいになっていた話を聞きました。そのお店の女性がとめに入って一件落ち着いたようですが、その女性が次の日に警察に相談に行ったら、旭川には薄野と違って条例がないからと言われたとのことでした。そんなことはないだろうと私も警察に行って話を聞いてきたところ、取り締まるには旭川市に条例が必要であるというようなことを言っていました。

一般的に、各都道府県には公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって住民生活の平穩を保持することを目的として、おおよそ

「迷惑防止条例」とか「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」などの名称の条例が制定されております。

北海道にも、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が制定されており、この条例に違反した者に対して罰則を科すことができます。つまり、北海道内にある旭川市においても、この条例に違反した者に対して罰則を科すことができ、客引きなども禁止行為として規定しておりますが、条例の運用上の問題から、罰則を与えるまでの取り締まりは少ないようです。というのは、繁華街における勧誘行為等については、現在、警察が安全・安心なまちなかの環境整備のため、見回り対応による取り締まりなどを行っているようですが、イタチごっこに終わっているということが多く、取り締まりには限界があるため、北海道の条例を余り適用できないようです。

このような事情から、市町村独自の条例を制定し、よりそのまちに合った具体的な規制を設けることで、警察も市町村の条例を根拠に、今以上に積極的に取り締まることが可能となり、市町村と警察が連携して対応することができるので、警察からも条例の制定を求める声がありました。

そこで、道内の都市で、平成17年に「公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」を制定した札幌市の事例を考えてみますと、札幌市では薄野地区を中心とした繁華街において、性風俗店などで働くように勧誘したり、ビルの壁面を含めた看板やビラを使って、卑わいな接待を提供する風俗店の客として誘う行為が数多く確認されてまいりました。

札幌市でも既存の法律や条例でこれらの迷惑行為の取り締まりは難しく、対応に苦慮している一方、市民を対象としたアンケート調査の結果では、約8割の方がこれらの行為に対して何らかの規制を設けるべきと考えているとのことがわかったということでありました。これらのことを勘案し、市では関係機関と協議の上、安全で安心な生活環

境の確保を目的として、早急に規制をしなければならぬと考える迷惑行為について、罰則つきで禁止する条例を制定しました。この条例の施行後、札幌市では一日も早い迷惑行為の排除を目指し、観光都市札幌の名にふさわしい、安全で安心なまちづくりを続けております。

薄野にもこのような条例があるのですが、かなり風俗店営業への対策に特化している部分があります。そこで、私が考えている条例に近いものが郡山市にありますので、その例も検討してみます。

中核市である福島県郡山市でも、通称カラス族と呼ばれる黒いスーツを着た集団による客引き勧誘行為が目立っていたため、このことを問題視した郡山市、警察、地元自治会、飲食店組合などが「駅前周辺におけるつきまとい勧誘行為等対策会議」や「駅前明るい街づくり環境浄化対策会議」などという協議の場を設けて協議を重ね、平成19年に「客引き勧誘行為等の防止に関する条例」を制定し、郡山駅前周辺における客引き、スカウト行為等を禁止しました。

この条例では、公共の場において、接待をして飲食させる営業や、性風俗営業の店の客となるように特定の人を誘う客引き行為を禁止しており、違反した者には罰則が科せられることになっております。条例の施行後は、客引きの劇的な減少が見られたそうであります。

このように、自治体に合った条例を制定し、対策している自治体もあり、私は旭川でもぜひ条例をつくってほしいと望んでおりますが、旭川市としてはいかがでしょうか。

旭川市旭山動物園についてお聞きします。

現在のもうきん舎は、オジロワシにとっては、主役のシマフクロウが来るまでの仮の住居となり、シマフクロウにとっては、自分たちのためにつくってくれた住居にオジロワシが住み、その中古住宅に入ることになりますが、シマフクロウから苦情は出ないのかと心配しております。

例えば、ファブリーズでシュッシュッとするわ

けでもないので、オジロワシのにおいがつき、住みにくいとか、もうきん舎内の倒木がオジロワシの鋭いつめによって傷つけられて気になるなどの文句が出ないのかと、私は真剣に考えております。

特に、シマフクロウを旭山動物園で飼育することは、福岡市動物園のツシヤマネコを危険の分散という観点から、井の頭自然文化園、よこはま動物園ズーラシア、富山市ファミリーパークで飼育し、繁殖させようとする目的と同じことだと思っておりますが、中古住宅で本当に納得してくれるのか、納得してくれるとしたら、シマフクロウが来園した後、オジロワシはどこへ行くのかが心配です。もうきん舎のように、羽を広げて飛ぶことができる場所がないので、また狭いところに閉じ込められ飼育されるのではないかと、私は心配で心配で夜も寝ることができません。今後、どのようなことをお考えなのか、お聞かせ願います。

2回目の質問を終わります。

議長（鎌田 勲） 長谷川総務部長。

総務部長（長谷川明彦） 臨時職員や嘱託職員で対応できない業務については、正職員を応援に回したり増員できないのかという御質問であります。職員数を削減する中であっても業務量が増大している部署につきましては、必要な増員を行い、市民サービスの低下を招かないようにしなければなりませんし、職員につきましても、過度な負担がかからないよう人員配置を行っていかねばならないものと考えております。

今年度の定期人事異動におきましては、保護受給者の増加に対応するため、保護課に3名増員いたしましたほか、参議院選挙、市長選挙、来春の統一地方選挙に対応するため、選挙管理委員会事務局に2名増員するなどの対応を行ってきたところであります。

この秋に開催いたします開村120年記念事業につきましても、準備作業が多忙となる8月をめどに兼務発令を行うなど、全庁的な応援体制により、事業の実施に遺漏のないように努めてまいっ

てきているところでございます。

以上です。

議長（鎌田 勲） 野村市民生活部長。

市民生活部長（野村 斉） さんろく街における悪質な客引きによる迷惑行為の防止についての御質問でございます。

ただいま御質問にありましたとおり、観光客等に対する悪質な勧誘行為を未然に防ぐことは、本市を訪れる観光客の安全はもとより、市民にとっても安全で安心なまちづくりを進めていく上で、大変大切なことであると考えております。

したがいまして、本市におきましては、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本と理念を定めた「旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例」を平成20年度に制定し、市民、事業者、住民団体等がおのおのの役割を果たしながら、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

しかしながら、本条例は個別、具体的な事例への対応や罰則に関する規定がないため、これらの行為を規制することは現実的には困難な状態にございます。

また、威圧的な言動や粗暴な行為を伴うなどの悪質な客引き行為は、観光客の本市に対するイメージを損なうということになりますことから、将来的には条例制定の検討も必要になると考えておりますが、こうした行為は軽犯罪法や北海道の迷惑行為防止条例に抵触する可能性がございますので、これらの法令で取り締まりを行うよう警察に働きかけを行うとともに、市民委員会連絡協議会防犯部会や地区の防犯協会などの関係機関との連携を一層強め、観光客と市民に対する迷惑被害の防止に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（鎌田 勲） 立花経済観光部長。

経済観光部長（立花謙二） オジロワシの生活した施設でのシマフクロウの生活の可能性についてのお尋ねでございます。

この点につきましては、日常の清掃のレベルでおいが障害となることはなく、また施設もシマフクロウを受け入れることに特に問題はないものと認識しております。

次に、シマフクロウが来園した後のオジロワシの扱いについての御質問でございますが、シマフクロウの導入の時期によりましては、一時的にオジロワシは旧施設に収容することがあるかもしれませんが、旭山動物園では20数年前から職員手づくりで製作した北海道産動物コーナーの老朽化が激しいことから、2年後を目途に建てかえを計画しているところでございます。その際には、大型猛禽類のオジロワシ、オオワシ、クマタカの飼育施設も整備する考えであり、現在もうきん舎で生活しておりますオジロワシの新居となる予定であります。

以上でございます。

議長（鎌田 勲） 安田議員。

安田佳正議員 職員数削減に伴う適正な人員配置について、3回目の質問をさせていただきます。

私は、一般質問や代表質問において、旭山動物園の人員や組織体制等については、これまでも質問させていただきました。前向きな答弁をいただくことが多く、正職員や臨時嘱託職員も以前より増員され、確実に取り組んでいただいていることは評価すべき点であります。動物園に限らず、人員・組織体制については、市全体の人員配置を考える中でも、特別に現在の状況を踏まえた上で考えるべきであると思います。

削減するだけでなく、ふやすということも視野に入れ、適材適所に人員を配置していくことは、人件費の削減だけではなく、効率的な事業の進行や、職員の労働意欲の向上にもつながっていくので、よりよい行政運営のためにも適切な人員配置を行い、時間外勤務の少ない市政運営を行っていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

繁華街における勧誘行為等の防止について、ち

よっと述べさせてもらいました。

さきに述べたとおり、旭川市に観光客が訪れている中で、この状態を放置するべきではないと思っております。

先ほど、旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例の答弁がありましたが、この条例は特に罰則規定がなく、理念規定に近いことから、実効性があるとは考えにくい部分があります。もちろん、条例の制定による規制がすべてであるとは言えません。条例化しないで実効性のある客引き対策が可能であれば、そのほうが平和的に解決できる気もします。

西川市長みずからプロモーション活動を行うなど、旭川市の観光に力を注いでいる今こそ、観光客に不快感を与えるような部分を取り除き、観光客のみではなく、旭川市に住む我々市民も含めて、安全で安心にまちの中でも時間を楽めるよう取り組んでいただきたいと思います。

旭山動物園について。

私は、平成22年第1回定例会で、アフリカ生態園について質問をし、施設整備に当たっては、動物園事業特別会計に対する一般会計からの繰り出しも含めて検討をしていくとの回答を受けました。アフリカ生態園の整備には膨大な予算が必要であることから、ほかの事業も大きく影響を受け、アフリカ生態園の整備計画が固まらない限り、次の施設の整備を計画していくのは難しい部分があると思いますが、ぜひともオジロワシとシマフクロウの両方が伸び伸びと飼育される環境整備を目指していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（鎌田 勲） 長谷川総務部長。

総務部長（長谷川明彦） 適切な人員配置を行い、時間外勤務の少ない市政運営を行っていくことについてであります。御指摘のとおり、多様化する行政ニーズや新たな施策に対応していくためには、職員を削減するというだけでなく、必要な業務には必要な人員を配置しなければなり

ませんし、そうすることで市民サービスの向上を図り、また職員のモチベーションを高めることもできると考えております。

各職場での業務につきましては、季節的、時期的な変動もありますことから、一般的には通常期の業務量に合わせた人員を配置しており、繁忙期には臨時職員等を活用して、職員が時間外で対応することも必要になってまいります。職員に過度な負担を強いることのないよう、毎年毎年の各部局とのヒアリングの中で適切な人員の把握に努め、時間外の少ない効率的な市政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（鎌田 勲） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分